

委員会提出議案第 1 号

精神障害者も心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 22 日

提出者 立川市議会厚生産業委員会
委員長 高口靖彦

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

精神障害者も心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める
意見書

現在、東京都の心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象者は①身体障害者手帳１級・２級の身体障害者、②療育手帳（愛の手帳）１度・２度の知的障害者の方々となっています。精神障害者は対象外です。

日本も国連障害者権利条約を批准し、平成２８年４月１日からは障害者差別解消法が施行されました。医療費助成制度において、精神障害者を対象外にしたままであることは問題です。

精神障害者の多くは、著しく立ち遅れた精神医療保健福祉制度との関連から、非常に劣悪な社会環境のもとで生活し、体調を崩しやすい状況に置き去りにされています。

以上の理由により、立川市議会として東京都に、精神障害者も東京都心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２９年３月２２日

立川市議会

議長 伊藤 幸秀